

# 公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成24年 2月29日

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 田中 伸彦

## 1 企画競争に付する事項

### (1) 事業名

平成24年度地域林業雇用改善促進事業

### (2) 事業の趣旨

林業はその特性から季節や天候など自然の制約を受けやすく、林業事業体の経営基盤が脆弱であること等を背景として、不安定な雇用、他産業に比べ立ち遅れた労働条件や福祉水準等の問題を抱えている。このため、本事業により、林業事業体の雇用管理改善を促進すること等によって、求職者の林業への就業意欲の向上と、林業労働者の職場定着を図り、林業労働力の確保に資するものとするものである。

### (3) 事業の内容

次の①から②までに掲げる事業を実施することにより、地域の特性に即した雇用管理の改善の促進による林業への就業促進を目的とする。

① 相談指導事業

② 林業雇用改善推進会議の設置・開催

## 2 参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- イ 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）
- ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- 二 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。
- ホ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

### 3 特殊な技術及び設備などの条件

本事業の趣旨及び公益性を十分に理解しており、地域における林業関係事業体の雇用管理及び事業の合理化の実情に関する知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織を有する者であること。

### 4 企画競争の条件を満たす旨の意思表示

この企画競争の条件を満たしている者で、参加の希望を予定する者は、以下により、書類を提出して意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成24年3月14日（水曜日）17時 必着  
(2) 意思表示先 茨城労働局職業安定部職業安定課 担当 舟橋  
(3) 意思表示方法 事前に電話連絡のうえ直接又は郵送  
(4) 意思表示様式 様式任意（参加資格を満たしていることを明記した誓約書）。添付資料として、会社（団体）概要（名称、所在地人的体制、設立状況、事業実績等）を併せて提出すること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限るものとする。  
(2) 契約保証金  
免除  
(3) その他

詳細については、「平成24年度地域林業雇用改善促進事業企画競争募集要領」による。

**【本件担当、連絡先】**

住所：〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31

担当：茨城労働局職業安定部職業安定課 担当 舟橋

電話：029-224-6218（代）（内線312）

FAX：029-224-6279